

生存権保障が危ない

これでいいのか働くルール

8時間労働が消える？

医療・介護・年金・生活保護の切り下げ！

講演

伊藤博義氏

(宮城教育大学名誉教授)

憲法

25条

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

6月24日(水) 18時30分～
エル・ソーラ仙台 アエルビル28F

主催／ナショナルミニマム研究会

連絡先／宮城県労働組合総連合 仙台市青葉区五橋1丁目5-13 TEL 022-211-7002

